

平成28年8月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成28年8月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成28年8月4日(木) 午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第22号 平成29年度使用教科用図書の採択について
  - 5 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第22号 平成29年度使用教科用図書の採択について
- 5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	五十嵐 芙美子
委員	小林 正貫
委員	平田 信江
委員	平田 史郎
- 6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下 大海
教育政策室長	永田 治
生涯学習部長	千葉 貴一
学校教育部長	永田 博彦
学校教育部次長	井上 栄
教育政策課長	牛尾 進一
教育総務課長	板垣 道佳
就学支援課長	木村 泰子
教育施設課長	戸佐 薫
青少年育成課長	野村 良二
社会教育課長	川野 修一
中央図書館長	大里 宗行

考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	小倉	貴志
学校安全安心対策担当室長	蜂須賀	久幸
指導課長	黒木	政継
保健体育課長	佐藤	伸雄
教育センター所長	新田	司

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
”	副主幹	高井	裕美子
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 任	大島	裕美
”	主任主事	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成28年8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事である、議案第22号「平成29年度使用教科用図書の採択について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、小林委員、平田史郎委員を指名いたします。続いて、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。五十嵐委員、お願いいたします。

○五十嵐委員

それでは、「議案」に入ります。議案第22号「平成29年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

○教育長

これより、議案第22号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部长・次長、教育政策室長、指導課長、教育総務課長以外の方はご退席ください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 傍聴人無し。指定職員以外退席】

○教育総務課長

五十嵐委員、再開をお願いいたします。

○五十嵐委員

議事を再開いたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。よろしくをお願いいたします。議案第22号「平成29年度使用教科用図書の採択」について、ご説明いたします。公立学校の教科用図書の採択権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号に定められており、市町村教育委員会にございますことか

ら、平成29年度に使用する小・中学校の教科用図書、及び特別支援学校の小・中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について議決を求めるものでございます。教科用図書の採択につきましては、市川市・浦安市の二市で、同一の教科用図書を採択することとなっております。本日まで、両市による採択地区協議会が、6月7日、7月19日と2回開催され、本市からは田中教育長、五十嵐教育委員、京極公立学校長会連絡協議会会長、内田特別支援教育研究連盟理事長、信篤小学校校長でございます。立原PTA連絡協議会会長と、わたくし指導課長の6名が協議会委員として出席いたしました。採択に係る具体的な協議内容でございますが、1.平成29年度に小学校で使用する教科用図書につきましては、平成28年度使用教科書と同一のものを選定すること。2.平成29年度に中学校で使用する教科用図書につきましては、平成28年度使用教科書と同一のものを選定すること。3.特別支援教育につきましては、使用する児童生徒の実態が多様であり、各学校で児童生徒の実態に応じた選択を可能とするため、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書、点字版図書及び拡大教科書を選定することの3点でございます。はじめに、平成29年度に小学校で使用する教科用図書につきましては、平成28年度と同一の教科書を選定することとなっておりますので、お手元の資料の(表1)のとおり選定いたしました。次に、平成29年度に中学校で使用する教科用図書につきましても、平成28年度と同一の教科書を選定することとなっておりますので、資料の(表2)のとおり選定いたしました。昨年度と同様でございます。最後に、平成29年度に特別支援学校の小・中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、資料の(表3)をご覧ください。今年度、新たに選定いたしました教科書は、(表3)の備考欄に(※)印がついております8冊の一般図書になります。選定の主な理由といたしましては、ユニバーサルデザインの観点を取り入れられ、子どもの興味・関心を引き、生活に密着した内容となっていること、実生活に生かすことができ、将来の自立につながるような工夫がされていることなどから選定をいたしました。内容的に少し難しいものもありますが、子どもたちの実態に応じて使用できるものと考え、新たに8冊を選定いたしましたものでございます。その他は、昨年度と同一でございます。使用する児童生徒の実態が多様であり、各学校で児童生徒の実態に応じた選択を可能とするため、文部科学省検定済教科書・文部科学省著作教科書・学校教育法附則第9条の規定による一般図書・点字版教科書・拡大教科書の全てを一括して選定いたしました。これにより、議決いただきたく提案をしますのででございます。よろしく願いいたします。補足として、説明をさせていただきます。今日お持ちしました教科書8冊が、新しく採用をお願いするものでございます。先ほどお話ししましたように、ユニバーサルデザインの観点からということで、これは図工で使用する教科書でございますが、見ていただきます

と分かりますように、作品の写真と、どのように作るかが細かく描かれており、子どもたちに非常に分かりやすいものになっております。次に、「からだ」という教科書では、子どもたちの興味関心がわくように、体の部位について細かく説明がなされたり、写真が非常に多用されており理解しやすいものとなっております。また食育についての記載も多くございました。次に、「しごと」という教科書では、一例を挙げますと木のおもちゃを作る職人の工房のページでは、工場内が詳しく描かれており、特別支援の子どもたちの興味関心を引くように工夫がなされておりました。次に、算数の教科書ですが、授業で「買い物」についての練習をさせますが、このように、実際のお金を使って計算したりできるような内容になっております。子どもたちにとりましてお金の計算が非常に分かりやすいものとなっております。これからご覧いただきますが、他に「のりもの」についての教科書や、また、「理科」のように少し難しい教科書もございますが、これは、特別支援学校や学級の子どもたちの実態に応じて使用できるように、選定いたしましたものでございます。お回しいたしますので、ご覧いただければと思います。

○五十嵐委員

ありがとうございました。子どもによって色々な教科書を選ぶのですねという話が出ました。

○指導課長

はい、その通りでございます。教科用図書は、学校で通常の子どもたちが使っている教科書もありますし、文部科学省著作教科書である、星本と呼ばれるものを使ったり、このような一般図書を使ったりしている子どもたちもおります。

○五十嵐委員

通常の子どもたちも、生活科で使いたいですね。これも通常学級のゆっくり長く使用する子どもたちに使えないかというような話が出ました。見ていて飽きないですね。

○指導課長

発言をよろしいでしょうか。採択協議会の中で、今年の教科書は、以前は非常におもちゃのようなものが多かったのですが、そういうことが無くなって、教科書として使えるものが増えてきたのではないかというご意見をいただきましたので、一言付け加えさせていただきます。

○五十嵐委員

何かご質問ございますか。

○平田史郎委員

高価そうですね。製本がしっかりしているからしょうがないと思いますが。

○教育長

そこが難点かもしれませんね。

○五十嵐委員

先ほど一覧表を見ていましたら、1,900円ぐらいのものもありましたね。何か他にはよろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。何か付け加えることはありますか。

○指導課長

いえ、いまお話した通りでございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。

○教育総務課長

それでは、指導課からの申し出がございましたので、非公開議案を回収させていただきます。

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○教育長

それでは、これもちまして、平成28年8月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後3時19分閉会)